改定案 現行

- 4 特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律
- (2)卸先事業者に適用される主な規律
- ① 消費者保護規律(電気通信事業法第 26 条等) ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、 消費者保護ガイド ラインを参照する必要がある。
- 契約前の説明義務(電気通信事業法第 26 条)
- 書面交付義務(電気通信事業法第 26 条の2)
- ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第 26 条の3) ※特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。
- ・ 業務の休廃止の周知義務(電気通信事業法第 26 条の4第1項)
- 苦情等処理義務(電気通信事業法第 27 条)
- ・ 不実告知等の禁止(電気通信事業法第27条の2第1号)
- ・ <u>自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止</u> (電気通信事業法第 27 条の2第2号)
- · 勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の 2 第 3 号)
- ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法<u>第</u> 27 条の4)
- (4)卸先契約代理業者に適用される主な規律

特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約

- 4 特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律
- (2)卸先事業者に適用される主な規律
 - ① 消費者保護規律(電気通信事業法第 26 条等) ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、
 - <mark>消費者保護ガイド ライン</mark>を参照する必要がある。
 - 契約前の説明義務(電気通信事業法第 26 条)
 - 書面交付義務(電気通信事業法第 26 条の2)
 - ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第 26 条の3)
 - ※特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。
 - ・ 業務の休廃止の周知義務(電気通信事業法第 26 条の4第1項)
 - 苦情等処理義務(電気通信事業法第 27 条)
 - ・ 不実告知等の禁止(電気通信事業法第27条の2第1号)
 - ・ 勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法<u>第 27 条の2第2号</u>)
 - 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法<u>第</u> 27 条の3)
- (4)卸先契約代理業者に適用される主な規律

特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約

前の説明義務、不実告知等の禁止及び勧誘継続行為の禁止であり、 卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある。また、卸 先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用され る。

(別表) 電気通信事業法上問題となり得る行為

(2)特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者 に限る。)

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等	(略)
(略)	
②契約前の説明義務の履行不十分	第 26 条
・消費者保護ガイドライン第2章の解説を参照。	
③書面交付義務の履行不十分	第 26 条の 2
・消費者保護ガイドライン第3章の解説を参照。	
④業務の休廃止の周知の履行不十分	第 26 条の4第1項
・消費者保護ガイドライン第8章の解説を参照。	
⑤苦情等の処理の履行不十分	第 27 条
・消費者保護ガイドライン第5章の解説を参照。	
⑥不実告知、事実不告知	第 27 条の2第1号
・消費者保護ガイドライン第6章第1節の解説を参照。	
⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	第27条の2第2号
・消費者保護ガイドライン第6章第2節の解説を参照。	

前の説明義務、<mark>不実告知等の禁止及び勧誘継続行為の禁止</mark>であり、 卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある。また、卸 先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に 課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基|課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基 づき業務を実施しなければなら ないという意味で、間接的に適用され る。

(別表) 電気通信事業法上問題となり得る行為

(2)特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者 に限る。)

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等	(略)
(略)	
②契約前の説明義務の履行不十分	第 26 条
・消費者保護ガイドライン第2章の解説を参照。	
③書面交付義務の履行不十分	第 26 条の 2
・消費者保護ガイドライン第3章の解説を参照。	
④業務の休廃止の周知の履行不十分	第 26 条の4第1項
・消費者保護ガイドライン第8章の解説を参照。	
⑤苦情等の処理の履行不十分	第 27 条
・消費者保護ガイドライン第5章の解説を参照。	
⑥不実告知、事実不告知	第 27 条の2第1号
・消費者保護ガイドライン第6章第1節の解説を参照。	

⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第 27 条の2第3号
・消費者保護ガイドライン <mark>第6章第3節</mark> の解説を参照。	
⑨ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分	第 27 条の 4
・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。	

(3)特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等	(略)
(略)	
②排他的な割引サービス	(略)
(略)	
③関係事業者と一体となって行う排他的な業務	(略)
(略)	
④契約前の説明義務の履行不十分	第 26 条
・(2)に同じ。	
⑤書面交付義務の履行不十分	第 26 条の 2
・(2)に同じ。	
⑥業務の休廃止の周知の履行不十分	第 26 条の4第1項
・(2)に同じ。	
⑦苦情等の処理の履行不十分	第 27 条
・(2)に同じ。	
⑧不実告知、事実不告知	第 27 条の2第1号
・(2)に同じ。	
⑨自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	第27条の2第2号

⑦ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第 27 条の2第2号
・消費者保護ガイドライン <mark>第6章第2節</mark> の解説を参照。	
⑧ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分	第 27 条の3
・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。	

(3)特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等	(略)
(略)	
②排他的な割引サービス	(略)
(略)	
③関係事業者と一体となって行う排他的な業務	(略)
(略)	
④契約前の説明義務の履行不十分	第 26 条
・(2)に同じ。	
⑤書面交付義務の履行不十分	第 26 条の 2
・(2)に同じ。	
⑥業務の休廃止の周知の履行不十分	第 26 条の4第1項
・(2)に同じ。	
⑦苦情等の処理の履行不十分	第 27 条
・(2)に同じ。	
⑧不実告知、事実不告知	第 27 条の2第1号
・(2)に同じ。	

<u>・(2)に同じ。</u>	
⑩勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第 27 条の2第3号
・(2)に同じ。	
⑪卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分	第 27 条の4
・(2)に同じ。	

⑨勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第 27 条の2第2号
・(2)に同じ。	
⑩ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分	第 27 条の3
・(2)に同じ。	

(4)特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分	第 26 条
・(2)に同じ。	
②不実告知、事実不告知	第 27 条の2第1号
・(2)に同じ。	
③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	第27条の2第2号
<u>・(2)に同じ。</u>	
④ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第 27 条の2第3号
・(2)に同じ。	

(4)特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分	第 26 条
・(2)に同じ。	
②不実告知、事実不告知	第 27 条の2第1号
・(2)に同じ。	
③ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第 27 条の2第2号
・(2)に同じ。	